



長野県報

5月26日(月)
平成15年
(2003年)
第1459号

目 次

告 示

過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事の完了(道路維持課) 1

公 告

証票の紛失(税務課) 1

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 2

土地改良区の定款変更の認可(2件)(土地改良課) 2

換地計画に基づく換地処分(2件)(農村整備課) 2

都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの縦覧(都市計画課) 2

建築基準法に基づく建築協定の変更の認可(建築管理課) 2

一般競争入札(自律教育課) 3

正 誤

正誤(土地改良課) 3



長野県告示第296号

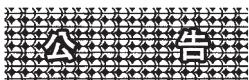
過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

路線名	工事区间	工事の種類	工事完了の日
長瀬秋山線	下水内郡栄村大字堺字秋山17538番の1地先から 下水内郡栄村大字堺字秋山17537番の5地先まで	道路改良	平成14年11月27日
長瀬秋山線	下水内郡栄村大字堺字秋山17539番の9地先から 下水内郡栄村大字堺字秋山17550番の36地先まで	道路改良	平成14年11月27日

道路維持課



公告

次の証票は、紛失したので無効とします。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

証票の種類	交付年月日	交付番号	所 属	紛失年月日
徴税吏員証	平成11年4月1日	第398号	長野県長野地方事務所	平成15年3月24日

税務課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 幸の家

3 代表者の氏名

山本清子

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡四賀村大字反町498番地18

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を始めとする地域住民に対して、保健や福祉に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ユニバーサルデザインながの

3 代表者の氏名

掛谷嘉則

4 主たる事務所の所在地

長野市県町484番地1

5 定款に記載された目的

本会は、ユニバーサルデザインの社会全体への普及・促進を図るための事業を行い、年齢、性別、障害、国籍など、それぞれの特性や違いを超えて誰もが快適に暮らせる環境及び社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成15年5月19日、南安曇郡新田堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成15年5月20日、長野県小渋川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

南安曇郡穂高町における県営立足地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年5月6日行いました。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

北佐久郡望月町における県営観音峯地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年5月12日行いました。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年5月26日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画高度利用地区 飯田市橋南第二地区

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第73条第1項の規定により、次の建築協定の変更を認可しました。

平成15年5月26日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内生義

1 認可申請者 茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市土地開発公社

理事長 伊藤勝

- 2 建築協定の名称 グリーンヒルズヴィレッジ建築協定
 3 建築協定地域地名地番 茅野市豊平泉200番地1 他224筆
 4 変更認可日 平成15年5月9日

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年5月26日

長野県諏訪養護学校長 清水啓作

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量
 29人乗り4WDマイクロバス 1台

- (2) 物品等の特質
 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成15年8月13日

(4) 納入場所

長野県諏訪養護学校

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 (4) 調達をする物品等に関して、アフターサービス・メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県諏訪郡富士見町富士見11623-1

長野県諏訪養護学校

電話 0266(62)5600

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (2) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
 ア 日時 平成15年6月6日（金）午後5時

イ 場所 長野県諏訪郡富士見町富士見11623-1（郵便番号399-0211）
 長野県諏訪養護学校

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年6月9日（月）午後1時30分

イ 場所 長野県諏訪養護学校会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

自律教育課

正 誤

平成15年4月7日付け長野県公告「土地改良区の役員の就任及び退任」中

ページ	行（箇所）	誤	正
5	右側下から21	8317番地	8313番地2